務課長の職にある出納員の事務

を

市町村課に属する ら知事が命ずる者

税務課に属する課

長以外の職員

税務課長の職にある出納員の事務

毎週火・金曜日発行

る。

次

ページ

則

冒

公 侬 椺 冬 規

秋田県公安委員会規則第10号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のよ

迴

則第3号)の一部を次のように改正する。 秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 秋田県公安委員会委員長 赤

でを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。 第4条警務課の項中第18号を第19号とし、第14号から第17号ま (14) オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金に関するこ

圣 浬

この規則は、公布の日から施行する。

1

職員のうちか

目

規

平成二十年十二月二十六日

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次

税務課に属する課長以外の職員

税

のように改正する。

第十三条第三号の表中

秋

田

県

則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。 寺  $\mathbb{H}$ 

秋田県知事

典

城

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県規則第七十五号

公

報

規

則

○秋田県財務規則の一部を改正する規則 ○秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 公安委員会規則 (七五・財政課) ……1

うに定める。

平成20年12月26日

 $\mathbb{H}$ 氜

揃

附

この規則は、 平成二十一年一月一日から施行する。

に改め

会計管財課長の職にある出納員の事務

きに徴収する現金の収納(指定金融機 関への払込みを含む。)に係る出納局

政治資金報告書等の写しを交付すると

発行者

秋

田

県

購読料金 一月三千六百七十五円(税込) 秋田市山王四丁目一番一号

钔 印 刷 刷 者

所 有 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号